

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県筑紫郡那珂川町大字上梶原1068番地29

氏名 株式会社西日本開発
代表取締役 岩瀬 敦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋

許可の年月日 平成 28 年 10 月 20 日

許可の有効年月日 平成 33 年 10 月 19 日



1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理（圧縮）：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。）、紙くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。） 以上4品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

選別施設：設置場所 福岡県筑紫郡那珂川町大字上梶原字荒谷1068番29

設置年月日 平成23年3月30日

処理能力 17t/日(8時間)

圧縮施設：設置場所 福岡県筑紫郡那珂川町大字上梶原字江ノ木谷1051番

設置年月日 平成23年3月30日

処理能力 廃プラスチック類 3.05t/日(8時間)

紙くず 1.96t/日(8時間)

繊維くず 4.49t/日(8時間)

金属くず 1.54t/日(8時間)

以下余白

(以下裏面記載)

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は11.5m³以内とすること。
- (2) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（木くず）の保管数量は8.04m³以内とすること。
- (3) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ゴムくず、ガラスくず等（廃石膏ボード））の保管数量はそれぞれ1m³以内とすること。
- (4) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ガラスくず等）の保管数量は2.7m³以内とすること。
- (5) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（廃プラスチック類（廃畳）、繊維くず（廃畳））の保管数量は2.43m³以内とすること。
- (6) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（がれき類）の保管数量は2.25m³以内とすること。
- (7) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ふるい下残さ）の保管数量は1.35m³以内とすること。
- (8) 中間処理（圧縮）に係る処理前産業廃棄物（廃プラスチック類）の保管数量は12m³以内とすること。
- (9) 中間処理（圧縮）に係る処理前産業廃棄物（紙くず）の保管数量は6.48m³以内とすること。
- (10) 中間処理（圧縮）に係る処理前産業廃棄物（繊維くず）の保管数量は1m³以内とすること。
- (11) 中間処理（圧縮）に係る処理前産業廃棄物（金属くず）の保管数量は2.04m³以内とすること。
- (12) 中間処理（圧縮）に係る処理後産業廃棄物（繊維くず）の保管数量は1.3m³以内とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年10月20日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)